

# 一般社団法人シリウス定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人シリウス と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県松戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、権利擁護支援を通じて、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

- (1)成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人の事務（法人による法定後見）
- (2)任意後見人の事務、任意後見契約に附帯する委任契約による財産管理及び身上保護の事務並びに死後事務委任に係る事務（法人による任意後見）
- (3)成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、未成年後見監督人及び任意後見監督人の事務（法人監督人）
- (4)成年後見人、保佐人、補助人、未成年後見人及び任意後見人の養成及び支援
- (5)成年後見制度利用に関する相談及び同申立手続の支援
- (6)成年後見制度・未成年後見制度普及のための活動
- (7)国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (8)高齢者、精神障害者や知的障害者等及び未成年者とその家族・関係

者に係る次の業務につき相談に応じ、助言・有資格専門職の紹介などの支援を行う活動

死後事務の手続

相続手続及び遺言執行の手続

遺言書・各種契約書等の権利義務又は事実証明に関する書類の作成

その他日常生活に関する諸手続

( 9 ) 遺品整理・不用品回収事業

( 1 0 ) 要配慮者の居住の支援に係る業務

( 1 1 ) 介護施設・有料老人ホーム・高齢者住宅等の紹介及び斡旋

( 1 2 ) 一般旅客自動車運送事業・救援事業

( 1 3 ) 患者、要介護及び高齢者等の搬送業務

( 1 4 ) 古物営業法に基づく古物商

( 1 5 ) 衣料品及びアパレル製品の企画、製造、販売及び輸出入

( 1 6 ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 社員

( 法人の構成員 )

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員になった者をもって構成する。

( 社員の資格取得 )

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

( 経費の負担 )

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

( 任意退社 )

第 8 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

( 除名 )

第 9 条 この法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- ( 1 ) この定款その他の規則に違反したとき。
- ( 2 ) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ( 3 ) その他除名すべき正当な事由があるとき。

( 社員資格の喪失 )

第 10 条 前 2 条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 第 7 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- ( 2 ) 総社員が同意したとき。
- ( 3 ) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 社員総会

( 構成 )

第 11 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

( 権限 )

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ( 1 ) 社員の除名
- ( 2 ) 理事及び監事の選任又は解任
- ( 3 ) 理事及び監事の報酬等の額
- ( 4 ) 計算書類等の承認
- ( 5 ) 定款の変更
- ( 6 ) 解散及び残余財産の処分
- ( 7 ) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

( 開催 )

第 13 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

( 招集 )

第 1 4 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 1 0 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

( 議長 )

第 1 5 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が不在の場合は、業務執行理事がこれに当たる。

( 議決権 )

第 1 6 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

( 決議 )

第 1 7 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

( 1 ) 社員の除名

( 2 ) 監事の解任

( 3 ) 定款の変更

( 4 ) 解散

( 5 ) その他法令で定められた事項

( 議事録 )

第 1 8 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 5 章 役員

( 役員の設置 )

第 1 9 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名を業務執行理事とする。

( 役員の選任 )

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

( 理事の職務及び権限 )

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

( 監事の職務及び権限 )

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

( 役員の任期 )

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

( 報酬等 )

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

( 事業年度 )

第 3 1 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

( 事業報告及び決算 )

第 3 2 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

( 1 ) 事業報告

( 2 ) 貸借対照表

( 3 ) 損益計算書 ( 正味財産増減計算書 )

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 3 3 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

( 解散 )

第 3 4 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

( 残余財産の帰属 )

第 3 5 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

第36条 この法人の公告は、この法人の事務所の公衆の見やすい場所に  
掲示する方法により行う。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りである。

| 氏名     | 住所                   |
|--------|----------------------|
| 伊佐 智   | 千葉県野田市七光台316番地の17    |
| イサニ 友子 | 千葉県松戸市河原塚234番地の1     |
| 井上 京子  | 千葉県流山市西平井三丁目8番地の15   |
| 久保 啓二  | 千葉県流山市江戸川台東4丁目260番地  |
| 鈴木 航人  | 千葉県柏市千代田3丁目15番29号    |
| 関谷 一和  | 千葉県柏市柏6丁目1番1-602号    |
| 嶽崎 眞里子 | 千葉県柏市あかね町3番12号       |
| 羽田 久美子 | 千葉県流山市大字中野久木563番地の43 |
| 福島 光三  | 千葉県我孫子市東我孫子1丁目29番19号 |
| 藤田 公俊  | 千葉県我孫子市並木9丁目16番14号   |
| 本田 恵   | 千葉県我孫子市天王台1丁目22番6号   |
| 村岡 輝慶  | 千葉県柏市富里1丁目6番27-17号   |
| 本宮 雅之  | 千葉県松戸市中和倉147番地の1     |

2 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、以下の通りとする。

|       |        |
|-------|--------|
| 設立時理事 | 伊佐 智   |
| 設立時理事 | 羽田 久美子 |
| 設立時理事 | 藤田 公俊  |
| 設立時理事 | 久保 啓二  |
| 設立時理事 | 本宮 雅之  |

設立時監事 篠塚 悦子

設立時代代表理事 本宮 雅之

3 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人シリウス 設立のため、設立時社員であり且つ他の設立時社員12名の定款作成代理人である本宮雅之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年1月11日

|       |        |
|-------|--------|
| 設立時社員 | 伊佐 智   |
| 設立時社員 | イサニ 友子 |
| 設立時社員 | 井上 京子  |
| 設立時社員 | 久保 啓二  |
| 設立時社員 | 鈴木 航人  |
| 設立時社員 | 関谷 一和  |
| 設立時社員 | 嶽崎 眞里子 |
| 設立時社員 | 羽田 久美子 |
| 設立時社員 | 福島 光三  |
| 設立時社員 | 藤田 公俊  |
| 設立時社員 | 本田 恵   |
| 設立時社員 | 村岡 輝慶  |

設立時社員兼上記設立時社員12名の定款作成代理人

本宮 雅之（電子署名）